

ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口で「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。「希望カード」が必要な方は、住民課後期高齢者医療担当までお問い合わせください。

効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601 / 住民課後期高齢者医療担当 ☎ 56 - 2122

児童手当制度が"6月"から一部変わります

児童手当の現況届が原則提出不要になりました

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する場合を除き、現況届の提出は不要です。

【現況届の提出が必要な方】

- ・配偶者等からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

現況届は、毎年6月1日における受給者の状況を調査し、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを判定するためのものです。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

所得上限限度額が設けられました

これまで、受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、児童手当の額は、児童の年齢に関わらず児童1人当たり月額5,000円の支給でしたが、所得上限限度額（下表参照）が設けられました。

それにより、"**所得制限限度額以上**" "**所得上限限度額未満**" の場合、児童手当の額は、児童の年齢に関わらず児童1人当たり月額5,000円を支給します。

なお、令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童が1人の場合 等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1,040	1,048	1,276

児童手当とは？

- 目的** 児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資するもの。
- 支給対象** 中学校修了前の児童を養育している方
- 支給額**

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校終了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円
- 支給時期** 毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までの手当(4カ月分)を支給

福祉子育て支援課子育て支援室担当 ☎ 56 - 2125

後期高齢者医療制度のお知らせ ～ 令和4年度の保険料等について～

令和4年度の保険料額は6月に個別にお知らせします

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの保険料】 51,892円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和3年中の所得-最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額66万円】 (100円未満切捨)
--------------------------------------	---	---	---	---

- 1年間の保険料の上限額は、66万円になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
※「所得」とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

保険料の軽減

① 均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。昭和32年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合 令和4年度
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割

※給与所得者等とは
・給与等の収入金額が55万円を超える方
・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方のいずれかに該当する方です。

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(51,892円 → 25,946円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)ただし、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりませんので、「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

- (1) 介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- (2) 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
- (3) 新たに制度に加入された方の半年の期間

保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は役場住民課後期高齢者医療担当へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。